

書面表決書

令和2年3月17日付2北ま住第3010号「特定空家等の状態にあるか否かの判定及び特定空家等に係る措置について（諮問）」により諮問があった東京都北区空家等対策審議会の各議題について、下記のとおり表決します。

令和2年3月 日

東京都北区空家等対策審議会委員

氏名 _____

議 題	表決	意見等
(1) 特定空家等の状態にあるか否かの判定に関する審議について（管理番号01-04） 【第73号議案】	賛成 ・ 反対	
(2) 特定空家等に対する勧告に関する審議について（管理番号01-05） 【第74号議案】	賛成 ・ 反対	
(3) 特定空家等の状態にあるか否かの判定に関する審議について（管理番号01-06） 【第75号議案】	賛成 ・ 反対	
(4) 特定空家等の状態にあるか否かの判定に関する審議について（管理番号01-07） 【第76号議案】	賛成 ・ 反対	
(5) 特定空家等の状態にあるか否かの判定に関する審議について（管理番号01-16） 【第77号議案】	賛成 ・ 反対	
(6) 特定空家等の状態にあるか否かの判定に関する審議について（管理番号01-18） 【第78号議案】	賛成 ・ 反対	
(7) 特定空家等の状態にあるか否かの判定に関する審議について（管理番号02-02） 【第79号議案】	賛成 ・ 反対	

裏面へ続く

(8) 特定空家等に対する勧告に関する 審議について(管理番号02-0 4) 【第80号議案】	賛成 ・ 反対	
(9) 特定空家等に対する勧告に関する 審議について(管理番号02-0 5) 【第81号議案】	賛成 ・ 反対	
(10) 特定空家等に対する勧告に関する 審議について(管理番号02-0 7) 【第82号議案】	賛成 ・ 反対	
(11) 特定空家等に対する勧告に関する 審議について(管理番号02-1 1) 【第83号議案】	賛成 ・ 反対	
(12) 特定空家等に対する勧告に関する 審議について(管理番号02-1 4) 【第84号議案】	賛成 ・ 反対	

※それぞれの議題の表決欄の賛成又は反対に○をして、御返送ください。

東京都北区条例第二十号

東京都北区附属機関の会議における審議等の特例に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百三十八条の四第三項本文の規定に基づき、東京都北区に設置された附属機関（以下「附属機関」という。）の会議（以下「会議」という。）における議案の審議等（以下「審議等」という。）の特例について定めるものとする。
(審議等の特例)

第二条 審議等について定める東京都北区条例、東京都北区規則その他審議等について定めるもの（以下「条例等」という。）の規定にかかわらず、附属機関は、会議の招集による審議等に代えて、当該附属機関の構成員に対する書面の回付その他当該附属機関の長が指定する方法による審議等（以下「持回り審議等」という。）を行うことができる。

2 前項の規定を適用する場合（映像と音声の送受信により当該附属機関の構成員の状態を認識しながら通話をすることができ機能を利用する方法による審議等の場合において、技術的理由等により審議等の視聴システムを整備することが困難なときを含む。）には、条例等の会議の公開に関する規定は、適用しない。

3 第一項の規定を適用する場合の東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁

償に関する条例（昭和三十一年十二月東京都北区条例第十五号）の規定の適用については、持回り審議等一回につき勤務一日とみなす。

（特例の適用期間）

第三条 前条の規定を適用する場合は区長が緊急かつやむを得ないと認める場合とし、その適用期間は東京都北区規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都北区規則第六十一号

東京都北区附属機関の会議における審議等の特例に関する条例第三条に規定する適用期間を定める規則

東京都北区附属機関の会議における審議等の特例に関する条例（令和二年五月東京都北区条例第二十号）第三条に規定する適用期間は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から、施行日以後初めて東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議（東京都市新型コロナウイルス感染症モニタリング会議設置要綱（令和二年五月十四日付二総防管第七百四十四号。以下「要綱」という。）第一条に規定する東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議をいう。）の監視により、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）に係るモニタリング指標（要綱第二(1)のモニタリング指標をいう。）のうち感染状況に係るものの総括コメントが「感染が拡大していると思われる」以外に変更された日の翌日から起算して三十日を経過する日までとする。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 東京都北区附属機関の会議における審議等の特例に関する条例第三条に規定する適用期間を定める規則（令和二年五月東京都北区規則第四十九号）は、廃止す

東京都北区空家等対策審議会委員名簿

資料 3 - 1

(敬称略)

		氏 名	職業・所属・団体名
1	会 長	たか はし まさ お夫 高 橋 雅 夫	学識経験者（日本大学法学部法律学科教授）
2	副会長	うち やま ただ あき 内 山 忠 明	学識経験者（弁護士・東京都北区建築審査会委員）
3	委 員	おお しま まさ み 大 島 正 美	東京司法書士会 北・荒川支部長
4	委 員	き さ ぬ き ただし 木佐貴 正	（一般社団法人）東京都建築士事務所協会 北支部長
5	委 員	こ ばやし いさむ 小 林 勇	（公益社団法人）東京都宅地建物取引業協会 北区支部相談役
6	委 員	て づか やす ひろ 手 塚 康 弘	（NPO法人）日本地主家主協会 理事長
7	委 員	や の まこと 矢 野 誠	王 子 警 察 署
8	委 員	おお こし しゅう いち 大 越 周 一	赤 羽 警 察 署
9	委 員	さ とう まさ かず 佐 藤 雅 一	滝 野 川 警 察 署
10	委 員	やま ぎき ゆう いち 山 崎 裕 一	王 子 消 防 署
11	委 員	おか べ たく み 岡 部 卓 海	赤 羽 消 防 署
12	委 員	むら おか そう いち 村 岡 聡 一	滝 野 川 消 防 署
13	委 員	こみやま しょう いち 小宮山 庄 一	北 区 危 機 管 理 室
14	委 員	ふじ の ひろ し 藤 野 浩 史	北 区 生 活 環 境 部
15	委 員	みね ぎき ゆう じ 峯 崎 優 二	北 区 健 康 福 祉 部
16	委 員	まえ だ ひで お 前 田 秀 雄	北 区 保 健 所
17	委 員	さ とう のぶ お夫 佐 藤 信 夫	北 区 土 木 部

令和2年3月17日現在